

第8回洋野町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成31年2月26日(火) 午後2時00分～3時13分

2 開催場所 洋野町役場大野庁舎 大会議室

3 出席委員 (11人)

1番 間澤 智子	4番 林 郷 ケイ子	5番 長根山 裕也
7番 舘野 栄子	8番 川崎 和志	9番 大粒来 清美男
10番 軒 保	11番 北村 卓也	13番 馬場 賢一
14番 塩倉 健一	15番 高城 健一	

4 欠席委員 (4人)

2番 太内田 栄二	3番 源田 竹志	6番 坂本 幸治
12番 下田 博美		

5 総会に出席した農地利用最適化推進委員 (13人)

上小路 鉄也	浜道 智	高谷 直樹	安藤 健吉
明戸 巖	坂澤 勉	山道 慶蔵	金澤 百年
川原 由次郎	林郷 永吉	下権谷 由雄	下谷地 信子
塩倉 康美			

6 日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第7 議案第5号 農地・非農地の判断について

第8 議案第6号 農地等の生前一括贈与に係る贈与税納税猶予並びに不動産取得税徴収猶予の届出に関する証明願について

第9 議案第7号 洋野町農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会の委員の選任について

第10 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 佐々木 安武

主任 佐々木 えり子

主任 滝谷 光成

主事 中里 利則

8 会議の概要

- 議長 ただ今から、第8回洋野町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は、当席を含め11人です。
よって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。
ただちに会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について、を行います。
議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、1番 間澤委員、4番 林郷委員を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
○議長 異議なしと認め、両人を指名します。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定を行います。
会期は1日限りとすることに、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
○議長 異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りといたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長 それでは、議案審議に入ります。
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から番号3番までを一括上程いたします。詳細については事務局より説明いたします。
○事務局 議長。
○議長 局長。
○事務局 議案書1ページをお開き願います。
議案第1号 農地法 第3条の規定による許可申請に係る番号1番から番号3番について、ご説明いたします。
申請人から提出のありました 農地法第3条の規定による許可申請について、本委員会の議決を求めるものであります。
番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番、地目 畑、面積 2,856㎡であります。
権利区分は 売買で、譲受人の住所は、洋野町〇〇第〇地割〇番地、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は 田 13,320㎡、畑 892㎡、計 14,212㎡で、農業従事者は、1人です。
譲渡人の住所は、洋野町〇〇第〇地割〇番地、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は、田 13,069㎡、畑 21,099㎡、計 34,168㎡であります。
申請事由は、牧草地として使用するため買い受けようとするものであります。
当該土地への現地調査は、平成31年2月18日に □□委員、□□推進委員により行っております。
お手元の 総会提出資料 1ページから4ページをご覧ください。

1 ページは 位置図と現況写真であります、写真は申請地の北側から写したものであります。

2 ページは 公図、3・4 ページは 許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第3条第2項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については 問題がないと思われるものであります。

番号2番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 田、面積 486 m²、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 田、面積 481 m²、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 田、面積 503 m²、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 1,122 m²、合計 4筆、 2,592 m²であります。

権利区分は 売買、譲受人の住所は、洋野町〇〇第〇地割〇番地、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は 自作地 田 7,465 m²、畑 27,868 m²、計 35,333 m²で、農業従事者は、4人です。

譲渡人の住所は、〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は、自作地 田 1,470 m²、畑 1,476 m²、計 2,946 m²であります。

申請事由は、農業経営拡大のため買い受けようとするものであります。

当該土地への現地調査は、平成31年2月18日に □□委員、□□推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 5 ページから 9 ページをご覧ください。

5 ページは 位置図と現況写真であります、写真①は申請地の北西側から、写真②は南東側から写したものであります。

6・7 ページは 公図、8・9 ページ は 許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第3条第2項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないと思われるものであります。

番号3番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 15,325 m²、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 6,665 m²、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 786 m²、合計 3筆、22,776 m²であります。

権利区分は 売買、譲受人の住所は、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は 自作地、畑 91 m²、農業従事者は、5人です。

譲渡人の住所は、〇〇市〇〇第〇地割〇番地〇、氏名は、〇〇 〇〇 氏、経営面積は、田 11,048 m²、畑 29,952 m²、計 41,000 m² であります。

申請事由は、農地を取得し、農業経営をしようとするものであります。

当該土地への現地調査は、平成31年2月18日に □□委員、□□推進委員、□□推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 10 ページから 16 ページをご覧ください。

10・11 ページは 位置図と現況写真であります、写真①、写真②は申請地の東側から、写真③は申請地の北東側から写したものであります。

12 ページから 14 ページは 公図、15・16 ページ は 許可申請に係る調査書であり、6 の農地法第3条第2項該当の有無では、当該要件すべてに該当しないため、許可については問題がないと思われるものであります。

以上、説明といたします。 よろしく願いいたします。

○議長 はい。ありがとうございます。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。番号1番について、□□推進委員より願います。

〇〇〇推進委員 はい。〇〇農業委員と共に2月の18日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。この申請地は、譲受人が牧草地として借用していた農地を買い受けるものです。

現地は牧草地として適正に使用されており、今後も継続して利用する予定であることから、許可しても問題ないものと考えております。以上、報告といたします。

〇議長 ありがとうございます。次に、番号2番について、〇〇推進委員お願いいたします。

〇〇〇推進委員 はい。〇〇農業委員と共に2月18日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。この申請地は、相続により取得した譲渡人が遠方に住んでおり、耕作することが難しいため、近隣の農地の所有者で農業経営の拡大を予定している譲受人が買い受けるものです。

現地はいずれの農地も耕作されていないものの樹木の発生は無く、最低限の管理はされてきましたので、許可しても問題ないと思います。以上、報告といたします。

〇議長 ありがとうございます。次に、番号3番の〇〇地区分について、〇〇推進委員お願いいたします。

〇〇〇推進委員 はい。〇〇農業委員と共に2月の18日、申請地の現地調査を行った「洋野町〇〇第〇地割」の結果について報告いたします。この申請地は、相続により取得した譲渡人が遠方に住んでおり、耕作することができないため、農業経営を予定している譲受人が買い受けるものです。

現地はいずれの農地も貸付して耕作されており、今後は譲受人が継続して耕作することになるので、許可しても問題ないと思います。以上、報告といたします。

〇議長 ありがとうございます。次に、同じく3番の〇〇地区分について、〇〇推進委員お願いいたします。

〇〇〇推進委員 はい。〇〇農業委員と共に2月18日、申請地の現地調査を行った「洋野町〇〇第〇地割」の結果について報告いたします。この申請地は、〇〇推進委員の報告と同様、農業経営を予定している譲受人が買い受けるものです。現地は貸付して耕作されており、今後は譲受人が継続して耕作することになるので、許可しても問題ないと思います。以上、報告といたします。

〇議長 ありがとうございます。現地調査の報告が終わりました。これより質疑を行います。今の番号3番まで、質疑ございませんか。

(「なし」の声)

〇議長 なし。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第1号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

〇議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、番号1番から番号3番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

〇議長 異議なしと認め、議案第1号は、申請どおり許可することに決定いたしました。

.....

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長 次に、日程第4 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、番号1番を上程いたします。詳細については、事務局より説明をいたさせます。

〇事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書 3ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、番号1番についてご説明いたします。

申請人から提出のありました農地法第4条の規定による転用許可申請を県知事に進達するにあたって、係る意見をお願いするものであります。

番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示 洋野町〇〇第〇地割字〇 〇番〇、地目 畑、面積 81㎡を、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇、〇〇 〇〇氏が、自己所有土地への進入路として、道路、水路等用地に転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は平成31年2月18日に、□□委員、□□推進委員により行っております。お手元の 総会提出資料 17ページから22ページをご覧ください。

17ページは位置図と現況写真で、写真は申請地の東側から写したものであります。

18ページは公図、19ページは申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面及び配置図、20ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、〇〇から 〇〇に約470mの位置にあり、〇〇を町道、その他3方を畑に囲まれた農地で、転用しても隣接地への影響はないものと思われることから位置的な問題はないと考えます。

21ページ、22ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達する際、添付する意見書になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、500m以内に鉄道の駅が存する第2種農地に分類されます。転用目的が自己所有地への進入路としての転用で、周辺農地への支障もなく、農地種類と転用目的は問題がないと考えられます。

また、自己所有地への進入路は農地を転用しなければ確保できず、申請地は、転用を必要最小限で行うため適地であることから選定したもので、代替性がないことを確認しております。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

以上、説明といたします。よろしくご願ひいたします。

○議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願います。

□□推進委員。

○□□推進委員 はい。□□農業委員と共に2月18日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。この申請地は、農地の進入路として利用するための転用です。現地は住宅建築のための分筆により、農地への通路の確保が必要となり転用するものです。今回の転用申請については、申請地の周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思います。

以上、報告といたします。

○議長 はい、ありがとうございました。現地調査の報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑、ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、「議案第2号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、番号1番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第2号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号4番までを一括上程いたします。詳細について、事務局から説明願います。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書 4ページをお開き願います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号4番についてご説明いたします。

申請人から提出のありました 農地法 第5条の規定による転用許可申請を県知事に進達するにあたって、係る意見をお願いするものであります。

番号1番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町○○第○地割字○ ○番○、地目 畑、面積 328㎡を、洋野町○○第○地割○番地○ ○○ ○○ 氏が、洋野町○○第○地割○番地○ ○○ ○○ 氏から、贈与により一般個人住宅用地として転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は平成31年2月18日に、□□委員、□□推進委員により行っております。お手元の 総会提出資料 23ページから29ページをご覧ください。

23ページは位置図と現況写真で、写真は申請地の北東側から写したものであります。24ページは公図、25ページは、申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面及び配置図、26ページは平面図、27ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、○○から○○に約470mの位置にあり、○側を宅地、○側を町道、○側、○側を畑に囲まれた農地で、転用しても隣接地への影響はないものと思われまことに位置的な問題はないものと考えます。

28ページ、29ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達する際、添付する意見書 になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、500m以内に鉄道の駅が存する第2種農地に分類されます。転用目的が住宅用地としての転用で、周辺農地への支障もなく、農地種類と転用目的は問題がないと考えられます。

また、申請地の選定につきましては、申請人は、土地を所有しておらず、現在の住居の近隣で土地を探していたものですが、申請地は町道に面しており平坦地で造成が容易である等、宅地に適した土地であることから選定したもので、当該地以外に適地がなく、代替性がないことを確認しております。

そのほか、4の(3)以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

次に番号2番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町○○第○地割字○○ ○番○、地目 畑、面積 16㎡を、洋野町○○第○地割○番地 ○○ ○○ 氏が、洋野町○○第○地割○番地 ○○ ○○ 氏から、贈与により通路として道路・水路等用地に転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は平成31年2月18日に、□□委員、□□推進委員により行っております。お手元の 総会提出資料 30ページから36ページをご覧ください。

30 ページは位置図と現況写真で、写真は 申請地の西側から写したものです。31 ページは公図、32 ページは、申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面、33 ページは配置図、34 ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、〇〇から〇に約 400m の位置にあり、〇側、〇側を原野、〇側を県道、〇側を畑に囲まれた農地で、転用しても隣接地への影響はないものと思われることから位置的な問題はないものと考えます。

35 ページ、36 ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達する際、添付する意見書 になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、農用地区域内の農地、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地に該当しない農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当する第 2 種農地に分類されます。転用目的が自己所有地への通路としての転用で、周辺農地への支障もなく、農地種類と転用目的は問題ないと考えられます。

また、申請地の選定につきましては、譲受人は、申請地に隣接する自己所有地が道路に接続していないため、長年、譲渡人から通行の承諾を得て申請地を利用していたものですが、今回、必要最小限の面積を譲り受けることとなったもので、他に適地はなく、代替性がないことを確認しております。

そのほか、4 の (3) 以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

次に番号 3 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 331 m²を、持分 2 分の 1、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇 〇〇 氏が、同じく持分 2 分の 1、洋野町〇〇第〇地割第〇番地〇 〇〇 〇〇 氏が、洋野町〇〇第〇地割〇番地 〇〇 〇〇 氏から、贈与により一般個人住宅用地として転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は平成 31 年 2 月 18 日に、□□委員、□□推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 37 ページから 44 ページをご覧ください。

37 ページは位置図と現況写真で、写真は 申請地の南側から写したものであります。38 ページは公図、39 ページは、申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面、40 ページは配置図、41 ページは建物平面図、42 ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、〇〇から〇〇に約 360m の位置にあり、〇側を町道と山林、〇側、〇側を町道、〇側を原野に囲まれた農地で、転用しても隣接地への影響はないものと思われることから位置的な問題はないものと考えます。

43 ページ、44 ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達する際、添付する意見書 になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、500m 以内に鉄道の駅が存する第 2 種農地に分類されます。転用目的が住宅用地としての転用で、周辺農地への支障もなく、農地種類と転用目的は問題ないと考えられます。

また、申請地の選定につきましては、申請地は、長年、休耕地となっており、町道に面した平坦地で宅地に適した土地であることから選定したもので、当該地以外に適地がなく、代替性がないことを確認しております。

そのほか、4 の (3) 以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

次に番号 4 番の申請ですが、許可を受けようとする土地の表示、洋野町〇〇第〇地割字〇〇 〇番〇、地目 畑、面積 7,000 m²を、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇 〇〇 氏が、洋野町〇〇第〇地割〇番地〇 〇〇 〇〇 氏から、売買により鶏舎建築用地として、農業用施設用地に転用しようとするものであります。

当該土地への現地調査は平成 31 年 2 月 18 日に、□□委員、□□推進委員により行っております。

お手元の 総会提出資料 45 ページから 53 ページをご覧ください。

45 ページは位置図と現況写真で、写真①は 申請地の北西側から、写真②は、北側から写したものであります。46 ページは公図、47 ページは、申請地の地番・地目及び隣接地の状況を表示する図面、48 ページは配置図、49・50 ページは建物平面図及び立面図、51 ページは転用事業計画書であります。

当該土地は、〇〇から〇〇に約 1.5 km の位置にあり、〇側を道路、〇側を山林と宅地、〇側を畑、〇側を山林に囲まれた農地で、転用しても隣接地への影響はないものと思われることから位置的な問題はないと考えます。

52 ページ、53 ページをご覧ください。

調査の結果、県知事に進達する際、添付する意見書 になります。

許可要件の状況についてであります。農地の種類は、農用地区域内の農地、甲種農地、第 1 種農地及び第 3 種農地に該当しない農地で、公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当する第 2 種農地に分類されます。転用目的が農業用施設用地としての転用で、被害防除も確保されており、周辺農地への支障もなく、農地種類と転用目的は問題ないと考えられます。

また、申請地の選定につきましては、譲受人は、申請地の隣接地で養鶏業を営んでおり、規模拡大のため、既存鶏舎に並べる形で鶏舎 3 棟を新築しようとするもので、既存鶏舎との一体的な管理を行うことで作業の効率化が図られることから、申請地が適地であり、他に代替性はないことを確認しております。

そのほか、4 の (3) 以降、農地転用許可基準に照らし、転用は適当であると見込まれるものであります。

以上、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。

現地において調査いたしました推進委員から、現地調査を行った結果について報告願ひます。

番号 1 番について、□□推進委員、お願ひいたします。

○□□推進委員 □□農業委員と共に 2 月 18 日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。この申請地は、譲渡人の息子が分家住宅を建築するための転用です。現地は耕作中の農地で、適正に管理されておりましたが、譲受人の実家の近くに住宅建築できる場所は現地以外になく、互いに面倒見やすい場所に建築するものです。今回の転用申請については、申請地の周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思ひます。以上、報告といたします。

○議長 ありがとうございます。次に、番号 2 番、番号 3 番について、□□推進委員、お願ひします。

○□□推進委員 □□農業委員と共に 2 月 18 日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、譲受人の農地に入出入りするための通路を確保するための転用です。

現地は、道路に隣接する譲渡人の農地の一部を通路として譲受人が借用していたものを取得し、転用するものです。今回の転用申請については、申請地の周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても何の問題もないと思ひます。

次に□□農業委員と共に 2 月 18 日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。

この申請地は、譲渡人の甥夫婦が住宅を建築のため、転用するものです。現地は休耕中の農地で、譲渡人である伯母さんの面倒を見るため、自宅近くに住宅建築できる場所は現地以外になく、互いに面倒見やすい場所に建築しようとするものであります。

今回の転用申請については、申請地の周囲の農地に与える影響はないものと考えますので、許可しても何の問題もないと思ひます。以上、報告といたします。

- 議長 ありがとうございます。次に、番号4番について、□□推進委員、お願いいたします。
- 推進委員 □□農業委員と共に2月18日、申請地の現地調査を行った結果について報告いたします。この申請地は、休耕している農地に鶏舎建築のため転用するものです。現地は草刈りをして適正に管理されておりましたが、今後も耕作する見込みがなく、隣接する既存の鶏舎を増棟するためには現地以外に適地がないことを確認しました。今回の転用申請については、申請地の周囲の農地に与える影響はないと考えますので、許可しても問題ないと思います。以上、報告といたします。
- 議長 はい、ありがとうございます。これで現地調査の報告が終わりました。
これより質疑を行います。ご意見、ご質問等、ございませんか。
- 議長 □番、□□委員。
- 番 4番についてなんですけども、話を伺うと、増設は問題ないと思いますけども、他の鶏舎とか豚舎とかの申請が出た場合に、臭いが発生するわけですよ。それは農業委員会として考慮するもんなんですか、しなくても良いものなんですか、ということを経後のために聞いておきたいんですけども。
- 事務局 農業委員会としてというよりも、ここは、〇〇の系列でやっているものなんですけど、この〇〇さんの経営の方針として、そういう被害を出さないように、ウィンドレスで鶏舎を囲んで臭いが出ないようにする、或いは、そういった糞とかそういうものの処理については、環境に影響が及ぼさないような指導をしているということですので、この部分については問題がないのかな、というふうに思っています。
- 番 ここは良いんですけども、例えば他に申請が出た場合には、現地調査とか、申請が出た場合に、農業委員として考慮する必要があるのかないのか、ただ立地条件だけ見れば良いのか。一般的な話で。
- 事務局 一般的には、大規模になればなるほど、公害防止協定等を結ぶ場合もありますので、その部分については、行政として、役場サイドとして、担当は町民生活課などになるんですけど、そういうところで対応していくことになると思います。
- 番 ありがとうございます。
- 議長 よろしいですか。他にありませんか。
質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
お諮りいたします。討論を省略し、「議案第3号」を採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番から番号4番は、申請どおり許可することが適当であるということにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声)
- 議長 異議なしと認め、議案第3号は、申請どおり許可することが適当であるという意見書を付して県知事に進達することに決定いたしました。

.....

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長 次に、日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について所有権移転、番号1番から番号2番を一括上程いたします。
詳細について、事務局より説明いたさせます。
- 事務局 議長。
- 議長 局長。

○事務局 議案書 6 ページをお開き願います。

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。

本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の決定について本委員会の審査決定を、洋野町長より求められたもので、所有権移転 2 件の審議をお願いするものであります。

なお、町長からの通知書の写しは、総会提出資料 54 ページにありますので、後刻ご覧ください。

議案書 7 ページは農用地利用集積計画総括表であります。詳細につきましては、8 ページからの 1. 各筆明細で説明いたします。

所有権移転 番号 1 番であります。所有権の移転を受ける者の氏名及び住所は、○○ ○ ○ 氏、洋野町○○第○地割○番地、所有権の移転をする者の氏名及び住所は、○○ ○ ○ 氏、○○市○○町○番○号、所有権を移転する土地、洋野町○○第○地割字○○ ○番○、地目 畑、面積 7,000 m²、洋野町○○第○地割字○○ ○番○、地目 畑、面積 20,232 m²、洋野町○○第○地割字○○ ○番○、地目 畑、面積 2,437 m²、洋野町○○第○地割字○○ ○番○、地目 畑、面積 2,271 m²、洋野町○○第○地割字○○ ○番、地目 田、面積 2,631 m²、洋野町○○第○地割字○○ ○番○、地目 田、面積 2,380 m²、洋野町○○第○地割字○○ ○番○、地目 田、面積 603 m²、合計 7 筆、37,554 m²であります。

所有権の移転の内容、利用目的 普通畑及び水田、所有権移転の時期 平成 31 年 3 月 22 日、対価 ○○円、対価の支払方法 口座振込、対価の支払期限及び引き渡しの時期、平成 31 年 3 月 22 日となっております。

9 ページの 2 共通事項は省略させていただきます。

次に、議案書 10 ページをお開き願います。

所有権移転番号 2 番であります。所有権の移転を受ける者の氏名及び住所は、洋野町○○第○地割○番地○、○○ ○ ○ 氏、所有権の移転をする者の氏名及び住所は、○○ ○ ○ 氏、○○市○○町○番○号、所有権を移転する土地、洋野町○○第○地割○番、地目 畑、面積 16,722 m² であります。

所有権の移転の内容、利用目的 普通畑、所有権移転の時期 平成 31 年 3 月 22 日、対価 ○○円、対価の支払方法 口座振込、対価の支払期限及び引き渡しの時期、平成 31 年 3 月 22 日となっております。

11 ページの 2 共通事項は省略させていただきます。

以上、説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長 これで、事務局の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。ご意見、ご質問等、ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、所有権移転番号 1 番から番号 2 番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第 4 号は、原案のとおり決定いたしました。

.....

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第7 議案第5号 農地・非農地の判断について、番号1番から番号147番まで、一括上程いたします。

詳細について事務局より説明いたさせます。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第5号 農地・非農地の判断について、番号1番から番号147番についてご説明いたします。

「農地法の運用について」第4の(1)及び(2)に基づき、「農地」に該当するか否かの判断を求めるものであります。

今回提出いたしますのは、田80筆、面積195,578㎡、畑66筆、面積131,370㎡、採草放牧地1筆、面積16,101㎡、合計147筆、面積343,049㎡であります。

昨年12月から本年2月まで、農業委員、推進委員及び事務局で現地調査を行った結果、番号1番から番号147番の土地について、農地法の運用について第4の(4)のアの「その土地が山林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」又は、第4の(4)のイの「ア以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれた場合」に該当すると認められるため、非農地としてよろしいか委員皆様のご意見を伺うものであります。

議案書13ページから18ページをご覧ください。今回、農地・非農地の判断を求めます農地一覧になります。

総会提出資料55ページから84ページをご覧ください。

55ページから65ページは位置図、66ページから84ページは現地調査を行った際の現況写真となりますので、ご参照願います。

以上、説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長 暫時休憩とします。

【14:55~15:00 暫時休憩】

○議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより質疑を行います。何か、あわせてご質問、ご意見等ございませんか。膨大な資料ですので、一気にはそうはいかないと思いますが、皆さん厳重に見てくださったと思いますので。これは、今の委員で見た分ですね。

○事務局 そうです。

○議長 皆さんが見た分を載せているものです。

質疑ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第5号 農地・非農地の判断ついて、番号1番から番号147番は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定いたしました。ありがとうございます。

.....

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第8 議案第6号 農地等の生前一括贈与に係る贈与税納税猶予並びに不動産取得税徴収猶予の届出に関する証明願について、番号1番から番号10番を一括上程いたします。詳細について事務局の説明を求めます。

○事務局 議長。

○議長 局長

○事務局 議案書19ページをご覧ください。

議案第6号 農地等の生前一括贈与にかかる贈与税納税猶予並びに不動産取得税徴収猶予の届出に関する証明願についてご説明いたします。

租税特別措置法第70条の4第1項及び同法第70条の4第6項の規定による贈与税の納税猶予並びに地方税法附則第12条第1項の規定による不動産取得税の徴収猶予の適用を受けるため引き続き農業経営を行っている等の証明願が提出されましたので、番号1番から番号10番まで証明してよろしいか審議をお願いするものであります。

番号1番、洋野町〇〇第〇地割〇番地 〇〇 〇〇 氏、贈与を受けた年月日、〇〇年〇月〇日、であります。

番号2番、洋野町〇〇第〇地割〇番地 〇〇 〇〇 氏、贈与を受けた年月日、〇〇年〇月〇日、であります。

番号3番、洋野町〇〇第〇地割〇番地 〇〇 氏、贈与を受けた年月日、〇〇年〇月〇日、であります。

番号4番、洋野町〇〇第〇地割〇番地 〇〇 〇〇 氏、贈与を受けた年月日、〇〇年〇月〇日、であります。

番号5番、洋野町〇〇第〇地割〇番地 〇〇 〇〇 氏、贈与を受けた年月日、〇〇年〇月〇日、であります。

番号6番、洋野町〇〇第〇地割〇番地 〇〇 〇〇 氏、贈与を受けた年月日、〇〇年〇月〇日、であります。

番号7番、洋野町〇〇第〇地割〇番地 〇〇 〇〇 氏、贈与を受けた年月日、〇〇年〇月〇日、であります。なお、〇〇氏は、農業者年金受給のため、〇〇 〇〇氏に使用貸借による経営移譲を行っているため、〇〇 〇〇氏が農業経営していることを証明するものであります。

番号8番、洋野町〇〇第〇地割〇番地 〇〇 〇〇 氏、贈与を受けた年月日、〇〇年〇月〇日、であります。

番号9番、洋野町〇〇第〇地割〇番地 〇〇 〇〇 氏、贈与を受けた年月日、〇〇年〇月〇日、であります。

番号10番、洋野町〇〇第〇地割〇番地 〇〇 〇〇 氏、贈与を受けた年月日、〇〇年〇月〇日、であります。

以上、10名であります。

いずれも期間は、平成28年2月26日から平成31年2月26日まで、引き続き「農業経営を行っている等」の証明をするものであります。以上、説明といたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。何かご意見、ご質問等ございませんか。何か、ございませんか。
（「なし」の声）

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、「議案第6号」を直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第6号 番号1番から番号10番まで、証明願のとおり証明することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長 異議なしと認め、議案第6号は、証明願のとおり証明することに決定いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長 次に、日程第9 議案第7号 洋野町農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会の委員の選任について上程いたします。詳細について事務局の説明を求めます。

○事務局 議長。

○議長 局長。

○事務局 議案書20ページをご覧ください。

議案第7号 洋野町農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会の委員の選任についてご説明いたします。

洋野町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第5条第1項及び同条第2項の規定に基づく農地利用最適化推進委員の候補者の選考を行うため、洋野町農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会設置に関する規程第3条に基づき、同委員会の委員を選任するものであります。

洋野町農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会設置に関する規程第3条第1項により、委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する、同条第2項、委員長は、農業委員会会長を、副委員長は、同会長職務代理者をもって充てる、同条第3項、委員は、農業委員会が選任した農業委員6人とする、と規定しているものでございます。

議案書21ページをお願い致します。

選考委員会委員案であります。間澤智子委員、源田竹志委員、林郷ケイ子委員、舘野栄子委員、川崎和志委員、下田博美委員の6名の方々をお願いしようとするものであります。

選考委員会の委員の選任について、よろしくご審議をお願いいたします。

以上で、説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長 事務局の説明が終わりました。この選考委員会の委員でございます。

これより、質疑を行います。何か、ご質問等ございませんでしょうか。

○□番 いない人には連絡するんですか。

○事務局 これは、先月、一応全協でお話はしてあるので。

○□番 良いんですね。

○事務局 はい。

○議長 他にありませんか。

（「なし」の声）

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

議案第7号 洋野町農地利用最適化推進委員の候補者選考委員会の委員の選任について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり決定いたしました。

.....

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長 次に、日程第10 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、事務局から報告いたさせます。

○事務局 議長。

○議長 局長

○事務局 議案書22ページをお開き願います。

この案件は、農地法関係事務処理要領により、「相続などにより農業委員会の許可を経ないで農地等の権利を取得」したことの届出に対し、「審査のうへ速やかに受理不受理を決定し、届出者に対し通知しなければならない」と規定されているものであります。

届出のあった番号1番から番号4番までの4件について、審査したところ、内容、書類ともに適正であったことから、届出人に対し、受理通知書を交付したものであります。

届出のあった4件のうち、権利を取得した事由は、4件とも相続であります。

また、あっせん希望の有無は、4件とも無で提出されております。

関係資料は、総会提出資料85ページから90ページとなっておりますので、後刻、ご覧願います。

以上、報告といたします。よろしく お願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。ご質問、ご意見等ございませんか。

(「なし」の声)

○議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出受理に係る報告について、を終わります。

.....

○議長

これで、本日の案件は全部終了いたしました。

以上をもちまして、第8回洋野町農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。